# 小規模修繕工事参加資格者登録制度の手引き(随時受付用)

小規模修繕工事参加資格者登録制度とは、入間市発注の130万円以下の修繕工事や小規模な工事を対象に、見積り合わせに参加できる資格者として登録する制度のことです。 この登録ができる方は、市内に住所を有する者(会社)に限ります。

※埼玉県電子入札共同システムに、建設工事請負等入札参加資格審査申請を提出している 者を除く。

### 1 登録申請について

- (1) 受付日時 随時(土日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)
- (2) 受付場所 入間市役所管財課

### 2 申請に必要な書類

(1) 提出していただく書類は以下の一覧のとおりです。 法人と個人事業者の場合で提出書類が異なりますので、ご注意願います。

(◎:必ず提出していただく書類 ○:必要に応じて 一:提出不要な書類)

# 提出書類一覧

	此山自然。兒							
No.	書類の名称等	法人	個 人	備考・注意事項				
	チェックリスト兼受領書 (必須)	0	0	チェックリストで提出書類の確認をしてく ださい。				
1)	小規模修繕工事参加資格者 登録申請書(必須) 様式:小規模修繕工事—①	0	0	☆希望する工事を具体的に記入してください。 ☆建設業法の許可を受けている場合、日付は 許可年月日を記入してください。 ☆使用印鑑届の欄には、見積書、契約書、請 求書等に使用する印鑑を押印してください。				
2	委任状 (代理人を置く場合の み必要) 様式:小規模修繕工事—②	0	0	代理人を置く場合のみ必要 見積・契約・請求等の権限を代理人に委任す る場合には必要です。				

No.	書類の名称等	法人	個人	備考・注意事項
3	市税納税証明書「滞納のない ことの証明」(写し可) (必須)	0	0	・申請日前3カ月以内に発行されたもの。 ※納税証明書は、市役所の収税課または支所で交付 ※納税証明書交付請求書の使用目的は、「指名参加」に○を付けてください。税目は、「滞納のないことの証明」に○を付けてください。 ださい。 ※感染症に伴う徴収猶予を受けている場合は、納税証明書に代わり、徴収猶予許可通知書に代わり、徴収猶予許可通知書に代わり、数が済んだ時点で納税証明書を提出してください。猶予期間が終了しても納税が出来ず、滞納となった場合は、入札参加資格は取り消しとなります。
4	登記事項証明書 (履歴事項全 部証明書または現在事項全 部証明書) (写し可) (法人の場合のみ必要)	0		法人の場合のみ必要 ・申請日前3カ月以内に発行されたもので、 現状を反映しているもの。
5	建設業許可通知書 (写し可)(建設業法の許可 業者の場合のみ必要)	0	0	建設業法の許可業者の場合のみ必要
6	代表者の身分証明書(写し 可)(個人の場合のみ必要)	_	0	個人の場合のみ必要 ・申請日前3カ月以内に発行されたもので、 現状を反映しているもの。 ※身分証明書は本籍地の市区町村で発行
7	住民票(抄本)(写し可) (個人の場合のみ必要)		0	個人の場合のみ必要 ・申請日前3カ月以内に発行されたもので、 現状を反映しているもの。 ・入間市役所市民課または支所で発行

(2) 申請書類は、原則としてA4サイズとし、無色の「A4クリアファイル」にチェックリストを先頭にして提出してください。

# 3 資格の有効期間

名簿登録日から令和5年3月31日まで

毎月20日(休日にあたる場合は、その前日)を申請書提出締切日とします。申請書類の記入漏れや必要書類の添付漏れ等がない場合は、翌月1日から名簿に登録します。 ただし、令和3年4月20日までに提出された申請(随時受付分)は、全て令和3年5月1日から有効の資格となります。

## 4 変更届等

受付後、有効期間内に申請事項の変更が生じたときは、直ちに必要書類を添えて変更届を提出してください。

小規模修繕工事参加資格者変更届、競争入札等参加資格申請者用支払金口座振替依頼書等は、入間市ホームページ「事業者情報」内の「入札参加資格の変更・口座登録について」に掲載しています。

問い合わせ 入間市 総務部 管財課 契約担当 Tm 0 4-2 9 6 4-1 1 1 1 (内線 2 2 5 6・2 2 5 8)